

令和3年 第3回 三朝町教育委員会 定例会 議事録

開 会 日	令和3年3月24日（水曜日）
開 催 場 所	三朝町役場 第2会議室
出 席 者	西田寛司教育長 芦田準子委員、塩谷俊樹委員、石田仁樹委員、加藤るみこ委員
欠 席 者	なし
説明等の出席者	山中教育総務課長、山本社会教育課長、新図書館長、福田係長
報 告 事 項	(1)教育総務課事業について (2)三朝小学校施設整備について (3)令和2年度準要保護児童生徒の認定について (4)令和3年度準要保護児童生徒の認定について (5)通級指導教室の指導終了及び継続希望について (6)社会教育課事業について (7)図書館事業について (8)三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付要綱の設定について (9)三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について (10)三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の一部改正について
議 事	議案第8号 三朝町調理センターの管理及び運営に関する規則の設定について 議案第9号 三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第10号 三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について 議案第11号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について 議案第12号 三朝町教育委員会勤務評定規程の廃止について 議案第13号 職員の週休日の割振りに関する規程の一部改正について 議案第14号 三朝町共同学校事務室運営要綱の一部改正について 議案第15号 三朝町教育委員会ハラスメント防止要綱の設定について 議案第16号 三朝町立学校事務職員の標準的な職務及びその職務の遂行に関する要綱の制定について 議案第17号 三朝町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程の設定について 議案第18号 令和3年度小中学校医等の委嘱について 議案第19号 三朝町スポーツ推進委員の委嘱について 議案第20号 三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱について 議案第21号 三朝町人権教育推進員の任命について 議案第22号 令和3年度小中学校職員等の配置について

議案第 23 号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について
議案第 24 号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について

協 議 事 項
そ の 他

会 議 の 内 容

- 1 開 会 午後 1 時 3 0 分
教育長 令和 3 年第 3 回定例会を開会します。
- 2 前回議事録
の承認 前回の議事録署名は、芦田委員と加藤委員に確認をしていただいております。
- 3 議事録署名委員
の指名 本日の議事録署名委員は加藤委員、塩谷委員を指名いたします。
- 4 報告事項
事務局
 - (1) 教育総務課事業について
(資料により報告)
 - (2) 三朝小学校施設整備について
現在は中学校の敷地のボーリング調査を行っています。
 - (3) 令和 2 年度準要保護児童生徒の認定について
 - (4) 令和 3 年度準要保護児童生徒の認定について
(資料により報告)

個人情報につき内容非公表

 - (5) 通級指導教室の指導終了及び継続希望について
(資料により報告)

個人情報につき内容非公表

教育長 教育総務課分について、何かありますか。
各教育委員 (特になし)
事務局

 - (6) 社会教育課事業について
(資料により報告)

事務局

 - (7) 図書館事業について
(資料により報告)

教育長 社会教育課、図書館について、何かありますか。
各教育委員 (特になし)
教育長 報告第 8 号から第 10 号まで、議事の中で、議案で附議するものとの違いは町長決裁かどうかの違いです。第 8 号から第 10 号までは権限が町長にあります。

事務局

 - (8) 三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付要綱の設定について
(資料により報告)

教育長 町長が設定する補助金の要綱ですので、報告とさせていただきます。もう

少し説明しますと、今まで市町村が負担金を出して就学指導推進協議会という東伯郡の組織を作っていて、各町持ち回りで事務局をしていました。審査（の結果）に関わらず、就学指導の審査に係る診断書は、それぞれ保護者さんがお医者さんからとってこられるんですけど、その診断書料を今までは事務局が現金で手払いしていた。そういうことは今日あまりよくないということで、口座振込にした方がいいと。それについては事務を簡素化するために直接それぞれの町が、保護者に直接口座振り込みした方がいいということで、この要綱が東伯郡全ての町で整備されたという経過です。これについて何かありますか。

各教育委員
事務局

（特になし）

(9) 三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

（資料により報告）

教育長

補足させていただきますと、国の制度で押印を廃止ということで①の改正を4月1日に行う。②の方は南学童クラブを廃止するに伴って、春休みの間だけ学童クラブを開設していくということがありまして、それで施行日が4月8日、春休みが終了したときに南学童クラブが全て廃止になるということで、このような二段構えの要綱設定となっております。これについて何かありますか。

各教育委員
事務局

（特になし）

(10) 三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の一部改正について

（資料により報告）

教育長

これについても補足しますと、南学童クラブは穴鴨にありまして、久原・曹源寺の子どもさんが学童に帰るときに、その部分の定期代もここで援助していた。これから南学童がなくなりますので、久原の方は久原往復ということで、そのあたりの変更でございます。何かありますか。

各教育委員

（特になし）

5 議事

事務局

議案第8号 三朝町調理センターの管理及び運営に関する規則の設定について

（資料により説明）

教育長

この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。

各教育委員

（意見等なし）

教育長

特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各教育委員

（同意）

教育長

それでは原案のとおり議案第8号は承認されました。

事務局

議案第9号 三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

（資料により説明）

教育長

もう少し説明しますと、調理センターは今まで町長部局扱いのような、教育機関じゃない機関として設置されていたものを、教育機関として設置しました。そうしましたところ、教育委員会事務局の組織の中には調理センターがなかった。併せて図書館も社会教育課の一部局ということでしたが、それを一つの独立した部局に、課と同等に設置することも併せて整理したということです。それに伴って「分掌事務」という次の所に、新たに調理センターとして分掌が入ってきたということです。図書館のものについても整理させていただいたということになります。この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。

各教育委員
教育長
各教育委員
教育長
事務局

(意見等なし)

特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(同意)

それでは原案のとおり議案 9 号は承認されました。

議案第 10 号 三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

(資料により説明)

教育長

補足しますと、町長も専決事項がありまして、事前に、例えば予算執行とか諸々あるわけですけど、それについては議会からあらかじめこの件について、例えば額がいくら以下だったら専決で議決を経なくてもできるという特別要項を作って、応急的な対応もできるような措置を専決処分ということにします。専決処分をしたものについては必ず議会で報告する。同様に、教育長が簡易なもの、普通なら皆さんに決めてもらうわけですが、簡易なものについては事前に教育長の権限で執行していい、ただしその内容については報告させていただくというようなことになります。特にコロナ禍においては、早急に判断し、後日報告というような対応を迫られることがこのたびありまして、なかなか適正に専決処理ということも難しいので、そのあたりが遅れてはならないという教訓もあって、このたび他の町等も研究したうえでこういうような条項を加えさせていただくということです。この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。

各教育委員
教育長
各教育委員
教育長
事務局

(意見等なし)

特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(同意)

それでは原案のとおり議案 10 号は承認されました。

議案第 11 号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

(資料により説明)

教育長

補足しますと、県教委から小中学校についても副校長・主幹教諭を置くことができるように、主幹教諭については中学校で既に鳥取とか米子とか設置されていて、今後全ての小学校・中学校に適用になる、その準備のために今までその職名がありませんでしたのでそれを追加していく、併せて職名を整理したという部分も、ここでいうと司書教諭を学校司書という格好で整理させていただいております。この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。

各教育委員
教育長
各教育委員
教育長
事務局

(意見等なし)

特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(同意)

それでは原案のとおり議案 11 号は承認されました。

議案第 12 号 三朝町教育委員会勤務評定規程の廃止について

(資料により説明)

教育長

この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。

各教育委員
教育長
各教育委員
教育長
事務局

(意見等なし)

特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(同意)

それでは原案のとおり議案 12 号は承認されました。

議案第 13 号 職員の週休日の割振りに関する規程の一部改正について

(資料により説明)

教育長

この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。

各教育委員

(意見等なし)

教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 13 号は承認されました。
事務局	議案第 14 号 三朝町共同学校事務室運営要綱の一部改正について (資料により説明)
教育長	誰の権限かをちょっと説明して。
事務局	本来は例えば購入や検査に関する権限につきましては、各町で違うんですけど、三朝町では課長級に 5 万円の権限が与えられておりますけど、校長には与えられていません。ですのでこの学校事務室の方にそういう権限が書かれていることはおかしいということで、削除させていただいております。あと保存年限を経過した文書の廃棄に関することにつきましては、総務課長のみに権限が与えられておりまして、校長には与えられておりませんので、そのことについて削除させていただくものです。
教育長	この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 14 号は承認されました。
事務局	議案第 15 号 三朝町教育委員会ハラスメント防止要綱の設定について (資料により説明)
教育長	法律に基づいて設定する必要があったので、ハラスメント防止要綱が今まで設定されてなかったものを新たに設定するということです。この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 15 号は承認されました。
事務局	議案第 16 号 三朝町立学校事務職員の標準的な職務及びその職務の遂行に関する要綱の制定について (資料により説明)
教育長	付け加えると、法律で事務職員が事務を司るということに変わったことに伴って、明確でなかった事務内容を明確にしていこうということで、この要綱が制定されるということになります。この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 16 号は承認されました。
事務局	議案第 17 号 三朝町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程の設定について (資料により説明)
教育長	この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 17 号は承認されました。
事務局	議案第 18 号 令和 3 年度小中学校医等の委嘱について (資料により説明)

教育長	三朝小学校の今年度の薬剤師が杏薬局からかじか調剤薬局に変わるということで、こちらについては医師会とか薬剤師会等から御推薦いただいた方々ということでもあります。この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 18 号は承認されました。
事務局	議案第 19 号 三朝町スポーツ推進委員の委嘱について
	(資料により説明)
教育長	この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 19 号は承認されました。
事務局	議案第 20 号 三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱について
	(資料により説明)
教育長	この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 20 号は承認されました。
事務局	議案第 21 号 三朝町人権教育推進員の任命について
	(資料により説明)
教育長	この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 21 号は承認されました。
事務局	議案第 22 号 令和 3 年度小中学校職員等の配置について
	(資料により説明)
教育長	この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 22 号は承認されました。
事務局	議案第 23 号 三朝町教育委員会事務局職員の人事(出向)について
	(資料により説明)
教育長	この議案についてご意見・ご質問があればお願いします。
各教育委員	(意見等なし)
教育長	特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各教育委員	(同意)
教育長	それでは原案のとおり議案 23 号は承認されました。
事務局	議案第 24 号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について
	(資料により説明)

教育長
各教育委員
教育長
各教育委員
教育長

6 協議事項

7 その他

教育長

事務局

教育長

教育委員

教育長

事務局

教育長

教育委員

教育長

教育委員

教育長

教育委員

教育長

教育委員

教育長

教育委員

教育長

どのように改善するかということです。

教育委員

報告で済まされるのか、議事として挙がってきて「これでいいでしょうか」という話になるのか。調査は苦情処理委員会で受け付けて、苦情処理委員会の中で調査委員会を設けて調査するんだらうけど、認定されたら。

教育長

処分が必要になったら、その処分は教育委員会で決める、議事で。ちょっと自信がないですけど。ちょっと精査しないといけない。

教育委員

「教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 38 条の規定に基づき、鳥取県教育委員会にその内容等を内申する」と書いてある。

教育長

簡単に言うと報告するということです。

教育委員

内申は報告ではなく「どうしますか」といって申し立てるわけです。ということはここで承認して出さないといけない。重責になる。人に関わることなので、無いことを祈っています。

教育長

手続きについてはまた整理させていただいて、報告のあたりで。その他の方がいいですよ。協議させていただいて、もう少し詰めたお話をさせていただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

各教育委員

(特になし)

教育長

無いようでしたら、以上で閉会します。

8 閉会

午後 2 時 20 分